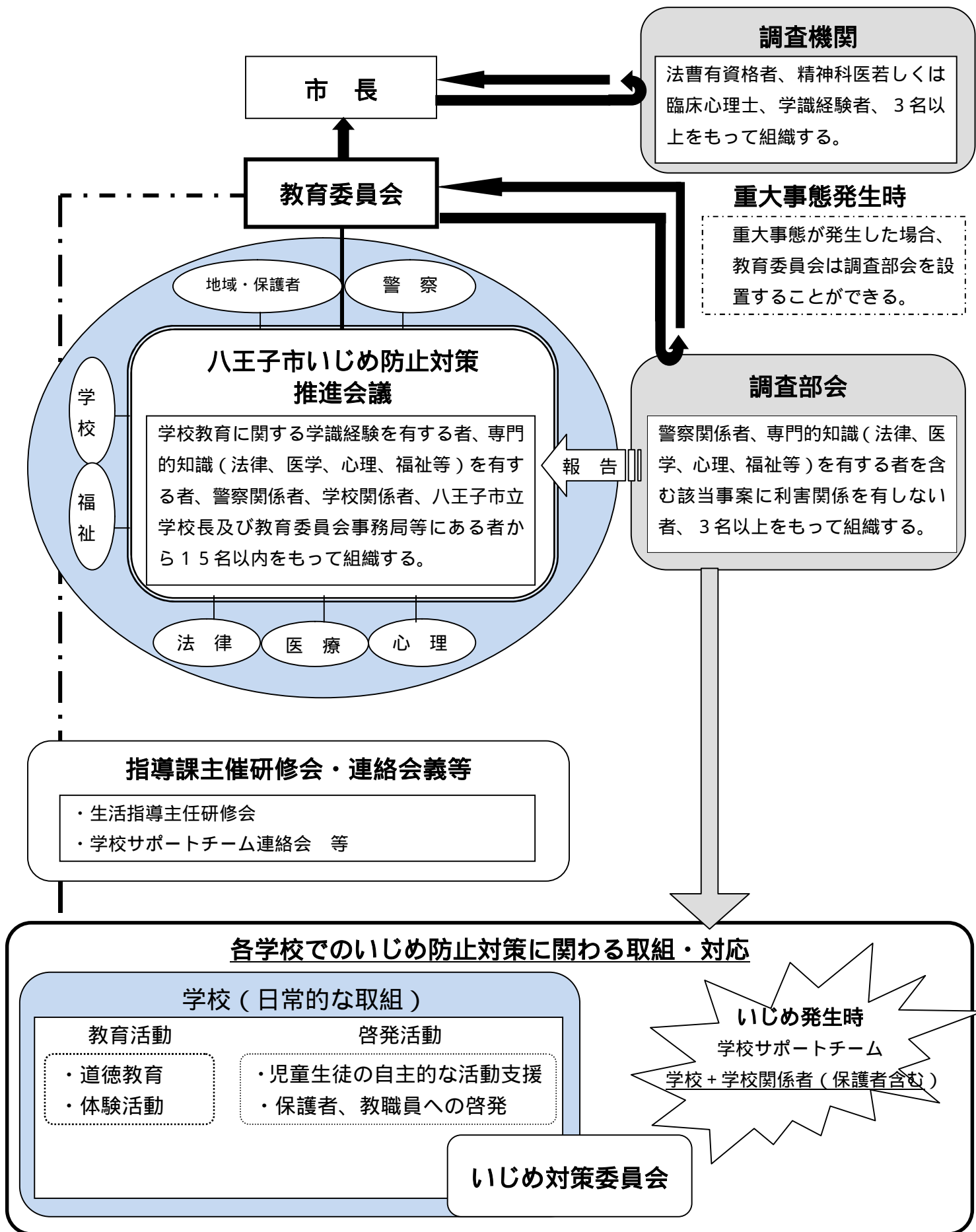


## 八王子市いじめ防止対策に関わる組織体制



### 調査機関

法曹有資格者、精神科医若しくは臨床心理士、学識経験者、3名以上をもって組織する。

### 重大事態発生時

重大事態が発生した場合、教育委員会は調査部会を設置することができる。

### 調査部会

警察関係者、専門的知識（法律、医学、心理、福祉等）を有する者を含む該当事案に利害関係を有しない者、3名以上をもって組織する。

### 八王子市いじめ防止対策推進会議

学校教育に関する学識経験を有する者、専門的知識（法律、医学、心理、福祉等）を有する者、警察関係者、学校関係者、八王子市立学校長及び教育委員会事務局等にある者から15名以内をもって組織する。

報告

### 指導課主催研修会・連絡会義等

- ・生活指導主任研修会
- ・学校サポートチーム連絡会 等

### 各学校でのいじめ防止対策に関わる取組・対応

#### 学校（日常的な取組）

##### 教育活動

- ・道徳教育
- ・体験活動

##### 啓発活動

- ・児童生徒の自主的な活動支援
- ・保護者、教職員への啓発

### いじめ対策委員会

### いじめ発生時

学校サポートチーム  
学校+学校関係者（保護者含む）